

令和3年5月

第3回 つるぎ町農業委員会総会会議録

日 時 令和3年5月25日 午後1時20分

場 所 つるぎ町役場 本庁舎2階 委員会室

つるぎ町農業委員会会議録（令和3年第3回）								
招集場所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室							
開会日時	令和3年5月25日(火) 午後 1時20分							
閉会日時	令和3年5月25日(火) 午後 2時17分							

出席及び欠席委員								
職名	氏名	出	欠	職名	氏名	出	欠	
会長(11番)	桑平 稔	○		委員(7番)	丸本 昭	○		
職務代理(2番)	坂本 誠治	○		委員(8番)	堀部 勝博	○		
委員(1番)	大西 昭	○		委員(9番)	藤村 晃	○		
委員(3番)	岡本 伸清	○		委員(10番)	小栗 利文	○		
委員(4番)	浅川 虎夫	○		委員(12番)	松岡 和夫	○		
委員(5番)	塩田 勇	○		委員(13番)	小倉 正		○	
委員(6番)	柴田 純二	○		委員(14番)	西岡 勝幸	○		

議事録署名委員	1番 大西 昭	8番 堀部 勝博
---------	---------	----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 篠原 尚志 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子
説明のため会議に出席した者職氏名	

付議事件	別紙のとおり
------	--------

## 付 議 案 件

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について
- 日程第3 その他

【午後 1時20分 閉会】

事務局（篠原事務局長）

それでは、定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年第3回農業委員会を始めさせていただきます。

なお、本日の会議は、1名の委員さんが欠席されておりますが、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願い致します。

会長（桑平 稔）

一言、ご挨拶を申し上げます。

本県においては、今年は史上最も早い梅雨入りを迎えました。また、本町においては、高齢者への新型コロナウイルス予防ワクチンの集団接種も始まり、接種を済された方はひと安心をされたかと思います。ですが、徳島県での感染者数は依然と増加傾向であり、西部にも少しづつ感染者が出てきています。今後もマスク着用に三密を避ける、不要不急の外出はなるべく控える等を心掛けていただき、委員の皆様におかれましては、これから蒸暑い日々が続いてまいりますが、体調には十分気をつけていただき、お元気でお過ごしいただければと思っております。

さて、先般、会議のご案内を差し上げましたところ、公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして本会議が開催できること厚くお礼申し上げます。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででござります。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、着座での進行とさせていただきます。

## 日程第1 会議録署名委員の指名について

議長（桑平 稔）

「日程第1 会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしと認めます、それでは指名させて頂きます。  
「1番 大西委員」さん、「8番 堀部委員」さんをご指名いたしますのでよろしくお願い致します。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（桑平 稔）

続きまして「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」お諮りを致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（篠原事務局長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

この申請については、松岡委員さんの担当地区となっていますので、報告をお願いいたします。

松岡和夫委員

議案書の1ページの1番の申請について、5月18日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。申請地は、会議資料の2ページの位置図にありますように、一字久戸98番地2に所在する「西福寺お堂」の真上に位置する土地でございます。

譲渡人は、一字と美馬市に居宅を持っており、行き来しながら自己所有の

農地を耕作・管理しています。

譲受人は、京都市在住ですが、今回の申請地の真上に空き家にはなっていますが、もともとの実家がありました。当時、両親が健在でお住いでいたが、高齢となり、居宅までの行き来に不便をきたしたため、数年前に「西福寺お堂」から200mほど進んだところにある所有地に居宅を新築し、現在では京都とつるぎ町を月に2、3回は定期的に行き来をし、生活しています。

近い将来、久戸地区に転入を考えており、今後も定期的に行き来し、生活手段として農地の耕作に専念する計画です。

そこで、今回の申請地について、譲渡人と譲受人双方の間で売買の話が整い、申請があがってきました。

申請地には、既存の柿の木が繁茂しているので、手入れをし、果実ではなく柿の葉を収穫し、農地の効率的利用に努め、維持管理するとの誓約があり、被害が起こらないように万全を期すとともに、もし被害が生じた場合は、当事者間において円満解決を図る旨、附記されております。

農地利用ですので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

ただ今、松岡委員さんからの報告がありました。

ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

ご異議がないようですので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、承認することに決定致します。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（桑平 稔）

続きまして「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」をお諮り致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（篠原事務局長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

1番の申請について、坂本委員さんの担当地区となっておりますので、報告をお願いいたします。

坂本誠治委員

議案書 2 ページの 1 番の申請地について、5 月 18 日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の 15 ページの位置図にありますように、町道於安パーク行きを右折して 70m ほど進んで、右側にあります日光神社前を 30 メートルほど進んだところにある土地でございます。

農地区分は、第 2 種と判断しました。

住宅用地への転用でございます。

申請者は、今回の申請地の前に所在する田井●●●番地で居宅を構え、生活をしていますが、現在の居宅が老朽化し、建替が必要となったため、先を見据え新たに土地を購入し、居宅の新築計画を考えておりました。

その候補地を探していたところ、今回の申請地の所有者であります町外在住の譲渡人が相続により取得した申請地の管理に苦慮していたことから、このたび双方の間で売買の話が整い、譲り受けることに同意がもらえたため、申請があがってきました。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

許可後は、会議資料 18・19 ページにありますように、平屋の居宅を建築の計画となっております。造成は表土のすきとりのみを行い、取水は北側町道より引き込み、排水は北側町道内に個人で設置した排水施設へ放流する予定であります。

管轄する改良区及び水利組合がないことも確認済みであります。

第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

坂本委員さんからの報告がありました。

ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

ご異議がないようですので、議案第2号の1番については、承認することに決定致します。

続きまして、2番の申請についても、坂本委員さんの担当地区となっておりますので、報告をお願いいたします。

坂本誠治委員

議案書2ページの2番の申請地について、5月18日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の21ページの位置図にありますように、先ほど1番の

申請地の隣の土地でございます。

農地区分は、第2種と判断しました。

家庭菜園用地への転用でございます。

申請者は、今回の申請地の隣接に自己住宅を所有しております。このたびこの住宅に家庭菜園用地が必要となり、今回の申請地の所有者であります町外在住の譲渡人に相談したところ、相続により取得した申請地の管理に苦慮していたことから、このたび双方の間で売買の話が整い、譲り受けることに同意がもらえたため、申請があがってきました。

家庭菜園用地でありますので、資金については、必要としません。

許可後は、会議資料25ページの土地利用計画図にありますように家庭菜園を2ヶ所設置の計画となっております。

造成は現状有姿のまま利用し、取水は必要に応じて隣接宅地の上水道を利  
用し、雨水は自然浸透とします。

管轄する改良区及び水利組合がないことも確認済みであります。

第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思わ  
れますですが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

ただ今、坂本委員さんからの報告がありました。

ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

ご異議がないようですので、議案第2号の2番については、承認することに決定致します。

続きまして、3番の申請について、柴田委員さんの担当地区となっておりますので、報告をお願いいたします。

柴田純二委員

議案書2ページの3番の申請地について、5月18日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。申請地は、会議資料の27ページの位置図にありますように、国土交通省吉野川貞光出張所の斜め前に位置する土地でございます。

農地区分は、第3種と判断しました。

申請者は、町内で建設業を営む会社の代表取締役で、現在利用している宮下の事務所・資材置場4ヶ所では手狭になったことと江ノ脇で賃借していた土地での契約が継続できなくなったことにより不便をきたしたため、今回の申請地は事務所にも近く、国道まで数十メートルと利便性も良いため購入し、露天の資材置場として利用したいということで申請があがってきました。

許可後の転用に係る工事については、造成工事はせず、申請者は建設会社でありますので、自己労費で賄えるため、資金も必要としません。

第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

ただ今、柴田委員さんからの報告がありました。  
ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

ご異議がないようですので、議案第2号の3番については、承認することに決定致します。

続きまして、4番の申請についてですが、議長である私が貸人として本案件に入っております。

そこで、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、議事参与の制限ということで、この4番の案件の進行について、坂本職務代理者にお願いをしてしまって、私は退席します。

【 桑平議長が退席し、別室で待機 】

職務代理人（坂本誠治）

それでは、これより職務代理人の私が議事進行をさせていただきます。

4番の申請について、本来ならば桑平委員さんの担当地区でありますので報告をいただくところではありますが、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、替わって松岡委員さんに報告をお願いいたします。

松岡和夫委員

議案書2ページの4番の申請について、5月18日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の39ページの位置図にありますように、一字葛籠堂を過ぎて、剣山行き第1ヘアピンの200m手前に位置する休耕畑となっている土地であります。

農地区分は、第2種と判断しました。

権利設定については、会議資料56ページの土地賃貸借契約の写しにありますとおり年間62,000円の賃借料で20年間の存続期間での賃借権での権利設定であります。

申請者は、今回の申請地が将来耕作放棄地となる事が予想されるため、周囲の農地に影響を与えることなく転用可能であり、再生可能エネルギーの利用への一助となりうるこの水力発電事業を実施したいとのことで、申請があがってきました。

資金については、金融機関からの融資で賄います。

この事業を実施するにあたり、会議資料53ページにありますように、経済産業省や電力会社との打ち合わせを行い、関係法令との協議は整い、設備認定の申請についても済ませております。

また本事業には取水施設と排水施設が必要ですが、取水については、会議資料57・58ページにありますように、つるぎ町より河川占用許可を受け、水利権も含まれており、漁業組合とも協議済です。送水施設については、内径350mmのパイプを使用し、会議資料41～43ページの経路地の土地所有者と協議もすませております。造成については進入路のため切土、盛土をして整地を行い、取水・排水計画については、取水は必要なく、排水は汚水・雑排水はなく、雨水は現状通り地下浸透とします。

万が一の状況が生じた場合には、被害防除には最善の策を尽くすことあります。許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

職務代理者（坂本誠治）

ただ今、松岡委員さんからの報告がありました。  
ご質疑、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

<「なし」と呼ぶ者あり>

ご異議がないようですので、議案第2号の4番については、承認すること

に決定致します。

したがいまして、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、すべて承認することに決定致します。

議事が終了致しましたので、「桑平委員さん」に対する議事参与の制限を解除致します。

これで私の職務代理者としての議事進行を終了させていただきます。

これより、桑平議長に議事を進めていただきます。

### 【 桑平議長が入室し、着席 】

議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議 長（桑平 稔）

改めまして、議長として議事進行を務めさせていただきます。

続きまして「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局（篠原事務局長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長（桑平 稔）

事務局より説明が終わりました。

なお、今回の第3号議案中に本委員会の委員さんの案件が入っておりますので「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、議事参与の制限ということで、恐れ入りますが、「松岡委員さん」と「小栗委員さん」には、しばらくの間、退席をお願い致します。

【　松岡・小栗両委員が退席し、別室で待機　】

それでは、ただいまの「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

ご異議がないようですので、「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

議事が終了致しましたので、「松岡委員さん」「小栗委員さん」に対する議事参与の制限を解除致します。

【 松岡・小栗両委員が入室し、着席 】

議長（桑平 稔）

これで本日の議題はすべて終了致しました。

長時間、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年第3回つるぎ町農業委員会を閉じることに致します。

【午後 2時17分 閉会】

議長 桑平 稔

会議録署名委員 1番 大西 昭

会議録署名委員 8番 堀部 勝博